

農薬販売者の皆様へ

山梨県総合農業技術センター
(山梨県病害虫防除所)

販売者の届出

- 農薬の販売を行う場合は、当該販売所の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。また、届出内容の変更、販売を廃止する場合も届け出なければなりません。
- 届出(新規、変更、廃止)は、新たに販売を開始する場合はその開始の日までに、販売所を増設した場合はその増設の日から2週間以内に、届出内容の変更、販売を廃止した場合はその変更、廃止した日から2週間以内に行わなければなりません(農薬取締法第十七条、罰則第四十八条)。
- 各種届は山梨県病害虫防除所に届け出て下さい。様式は病害虫防除所のホームページからダウンロードできます。<http://www.pref.yamanashi.jp/byogaichu/60912568269.html>

【農薬販売届】…新規に農薬の販売を開始するとき

農薬販売届(2部)

- 1 販売業務を行う販売所(販売所名、所在地、郵便番号、電話・FAX、責任者名)
- 2 卸売業または小売業の別
- 3 毒物劇物取扱の有無(有の場合は取扱責任者名)
- 4 主な取扱い農薬名、数量(年間)

添付書類(各1部)

- 1 販売所の地図
- 2 保管する施設の案内図
- 3 届出者を証明するもの
 - ・個人の場合:住民票(マイナンバーの記載がないもの)など
 - ・法人の場合:現在事項全部証明書

※コピー不可

【農薬販売変更届】…届出者(代表者)の氏名・住所、販売所の名称・所在地に変更があったとき

農薬販売変更届(2部)

- 1 販売業務を行う販売所(販売所名、所在地、郵便番号、電話・FAX、責任者名)
- 2 卸売業または小売業の別
- 3 主な取扱い農薬名、数量(年間)
- 4 変更内容

添付書類(各1部)

- 1 届出者(代表者)の氏名、住所(所在地)に変更があったとき
 - ・個人の場合:住民票(マイナンバーの記載がないもの)など
 - ・法人の場合:履歴事項全部証明書
- 2 販売所の所在地に変更があったとき
 - ・販売所の地図、保管する施設の案内図

※コピー不可

【農薬販売廃止届】…農薬の販売を廃止するとき

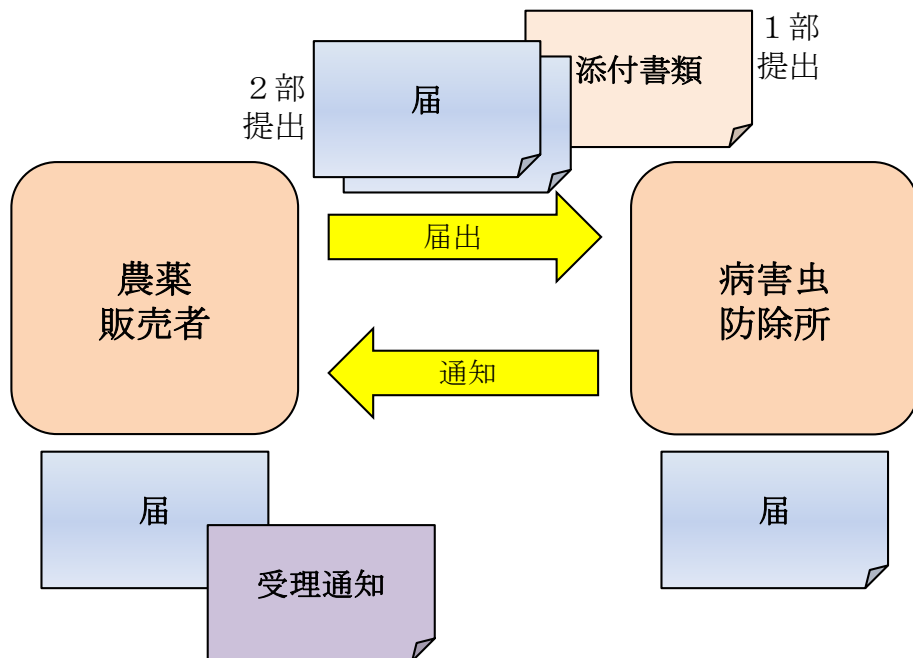
農薬販売廃止届(2部)

- 1 農薬販売を廃止した年月日
- 2 農薬販売を廃止した者または販売所名
- 3 廃止した理由

受理後に受理通知及び届の副本を返送しますので、書類を提出される際、返信先を記入した返信用封筒に規定料金分の切手を貼付し、病害虫防除所に持参または郵送してください。

※販売所の所在地はインターネットを利用して販売する場合、その他の販売所で直接販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載してください。

届出の流れ



農薬販売変更届（記入例）

令和〇〇年〇月〇日

山梨県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者名（法人の場合、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

届出者住所

山梨県〇〇市〇丁目〇番〇号

〒〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

- 販売業務を行う販売所
販売所名：株式会社〇〇 〇〇店
所在地：山梨県〇〇市〇丁目〇番〇号
郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇
電話及びFAX番号：TEL〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇
- 卸売業または小売業の別
小売業
- 主な取り扱い農薬名および年間数量
〇〇粒剤 500g×100袋 〇〇乳剤 500ml×100本
- 変更内容（法人名、代表者、住所、販売所名等）
新 代表取締役 〇〇 〇〇
旧 代表取締役 △△ △△

代表者などがかわったら変更届を出しましょう！

農薬販売における注意事項

販売の制限または禁止

農薬取締法で登録され、適正な表示がある農薬及び特定農薬でなければ販売してはいけません。
(農薬取締法第十八条、罰則第四十七条)

小分け販売の禁止

農薬を包装容器等から他の容器等へ移し替え、小分けにして販売することはできません。

虚偽宣伝の禁止

農薬の有効成分の含有量やその効果についての虚偽の宣伝をしてはいけません。
(農薬取締法第二十一条、罰則第四十七条)

農薬でない除草剤の表示義務

農薬登録のない除草剤を販売する場合は、陳列棚に農作物には使用できない旨の表示をしなければなりません。(農薬取締法第二十条、罰則第四十八条)

帳簿の記載

一般農薬については、農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を、指定農薬(水質汚濁性農薬)については、譲受数量及び譲渡先別の譲渡数量を帳簿に記載し、少なくとも3年間保存しなければなりません
→次頁帳簿の備え付けについて参照 (農薬取締法第二十条、罰則第四十八条)。

毒物及び劇物の取扱い (毒物及び劇物取締法は各保健所で所管)

毒物または劇物の農薬についての販売は、農薬取締法のほかに、毒物及び劇物取締法に基づきます。

農薬の保管管理

農薬と他商品、また、普通物と毒・劇物は区分し、鍵のかかる保管庫に保管してください。
なお、処分する場合は適正に行い、万一、盗難、紛失事故が発生した場合は警察署に届け出てください。

報告及び検査

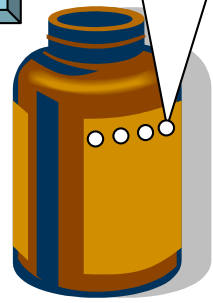
農薬の販売が適正に行われているか確認するため、各販売所に立ち入り、店舗内の陳列、保管管理状況、取扱品目の確認、帳簿、書類等の検査を行います(農薬取締法第二十九条、罰則第四十八条)。

農薬使用者の指導

農薬販売の際は、使用者、使用時期及び場所等を考慮し、農薬の適正使用を心がけるよう指導をお願いします。

帳簿の備え付けについて

農林水産省登録
第〇〇号



○すべての農薬*1ごとに、仕入(譲受)数量、販売(譲渡)数量、在庫数量が確認できる帳簿*2を作成し、少なくとも3年間保存しなければなりません。(農薬取締法第二十条、罰則第四十八条)。

様式は特に指定されていません。→ 帳簿記入例参照

*1 農薬は、毒物・劇物・普通物の区分に関わらず、容器に農林水産省登録番号(農林水産省登録第〇〇号)が記載されているものを指し、スプレー式(家庭園芸用)も含まれます。

*2 帳簿はパソコン、POS等の電磁的記録を含みます。

○農薬のうち、毒物または劇物については、毒物及び劇物取締法において譲渡書の作成が義務づけられているため、販売の際には、販売数量、購入者の氏名、連絡先がわかる譲渡書を作成してください(毒物及び劇物取締法第十四条)。

○水産動植物への被害の恐れがあり、使用の際に特に注意を要するものとして、「水質汚濁性農薬」が法で指定されています(農薬取締法第二十六条)。このうち登録がある農薬は、シマジン剤(普通物)があります。水質汚濁性農薬については、購入者の氏名、連絡先がわかる帳簿を作成しましょう → 帳簿記入例参照。

○帳簿の保管場所は販売担当者内に周知しておくことが望ましく、立入検査の際、その場で内容が確認できない場合は、帳簿不備と見なされるので注意しましょう。

○農薬が一区分としてまとまっている(食料品、日用品等の受払と混在しない)帳簿が望ましいです。

【帳簿記入例】

農薬ごとに「仕入数量」「販売数量」「在庫数量」が分かるようにしましょう！

品名(農薬名) 〇〇〇乳剤

年月日	仕入(譲受)数量	販売(譲渡)数量	在庫数量	備考
2018. 4. 1	50		50	
4. 5		2	48	
4. 12		5	43	

品名(農薬名) シマジン

帳簿は、販売所ごとに備え付けましょう！

年月日	仕入(譲受)数量	販売(譲渡)数量	在庫数量	販売(譲渡)先氏名	販売(譲渡)先住所
2018. 4. 1	10		10		
4. 20		1	9	〇〇 〇〇	×市〇〇町△△2-1
5. 15		2	7	△△ △△	〇×市□□□1-1-1

水質汚濁性農薬については、販売先が分かるようにしましょう！

～農薬販売届等の届出及び問い合わせ先～

山梨県総合農業技術センター(山梨県病害虫防除所)

〒400-0105 山梨県甲斐市下今井1100 TEL 0551-28-2941 FAX 0551-28-2963

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/byogaichu/index.html>